

## 第5章 設計者の資格

### 第24 設計者の資格

<p>(設計者の資格)</p> <p>法第31条</p> <p>前条の場合において、設計に係る設計図書（開発行為に関する工事のうち国土交通省令で定めるものを実施するため必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。）は、国土交通省令で定める資格を有する者の作成したものでなければならない。</p>
---

1 国土交通省令で定める資格は、次に掲げるものとする。（省令第19条第1号）

資格を要する設計 資格	開発区域の面積が1ha以上20ha未満の 開発行為に関する工事
(1) 大学（短期大学を除く。）で右欄に掲げる課程を修めて卒業後、右欄の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	土木、建築、都市計画、造園に関する課程 宅地開発に関する技術
(2) 短期大学において右欄に掲げる修業年限3年の課程（夜間部は除く。）を修めて卒業後、右欄に掲げる技術に関して3年以上の実務の経験を有する者	同上
(3) 上記（(1)、(2)）の者を除き、短期大学、高等専門学校、旧専門学校において、右欄に掲げる課程を修めて卒業後、右欄に掲げる技術に関して4年以上の実務の経験を有する者	同上
(4) 高等学校、旧中等学校において、右欄に掲げる程を修めて卒業後、右欄に掲げる技術に関して7年以上の実務の経験を有する者	同上
(5) 技術士法（昭和32年法律第124号）による第2次試験のうち右に掲げる部門に合格した者で、右欄に掲げる技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	建設、水道、衛生工学の部門
(6) 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の資格を有するもので、右欄に掲げる技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	宅地開発に関する技術
(7) 右欄に掲げる技術に関して、右欄の年数以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣が指定する講習を修了した者	宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務経験
(8) 上記（(1)～(7)）に掲げたもののほか、国土交通大臣が右欄に掲げる事項と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者	上記(1)から(7)に掲げる事項

2 開発区域の面積が20ha以上の開発行為に関する工事にあつては、前号のいずれかに該当する者で、開発区域の面積が20ha以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る設計図書の作成に関する実務に従事したことがあるものその他国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有すると認められたものであること。（省令第19条第2号）